

のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮を実現するためには、この条約の早期批准が重要であると考えております。他方、先生御指摘のよう、この条約が発効するためには、インド、パキスタンあるいは北朝鮮を含む特定の国々がこの条約を批准することが必要でございます。

我が國といたしましては、これらの国に対し、より多くの国がこの条約を批准することにより、核実験禁止に対する国際社会の総意を示していく、また、多国間のフォーラム等を通じた各國間の信頼醸成を進めていくとともに、二国間対話を含めまして粘り強く批准を呼びかけていくことが重要だと考えております。我が国としては、これまでもこうした努力を行つておりますが、今後とも、先生御指摘のように、あらゆる機会をとらえてこの条約の早期発効に向けて努力していく考え方でございます。

その件に関しまして科学技術庁にお尋ねを申し上げたいと思うわけでございますけれども、科学技術庁の立場からこれらの国々に対する働きかけと申しましても、なかなか困難な点が多かろうかとは思いますけれども、例えばODAを通して、また技術的なさまざまな交流を通して、このC.T.B.T.の発効に向けての働きかけをしていただければと考える次第でございますが、今後この問題に関して、何か働きかけに関して考えておられる点がありまししたら、御報告をいただきたいと思います。

○加藤(康)政府委員 科学技術庁といたましては、毎年IAEAの総会というのがございまして、そこに北朝鮮もインドもパキスタンも出てくわるのでございますが、そういうようなIAEAの総会で国際世論に訴える、あるいは二国間の協議でそういうことを促す、そういうようなさまざまの機会をとらえまして、外務省とも十分な連携をとりながら、より多くの国々の署名・批准を働き

○小野委員 次に、このCTBTでありますけれども、究極の目的というのは、核兵器のない世界の実現ということであらうと思います。この点から考えましたときに、今回のこのCTBTの条約案によりますと、核実験を禁止するということではございませんけれども、核弾頭の開発研究ですか、それから核弾頭の製造、それからそれを配備するというようなものについての制限をこの条約が含んでいるものではないと思ひます。

日本政府としては、究極のこの核兵器のない世界実現ということをこれからも希求されながらの活動を展開していかれると思ひますけれども、これららの核兵器の研究、製造、配備等の問題に対してどのような対応をしていかれるのかをお尋ね申し上げたいと思ひます。

○篠塚説明員 先生御指摘のように、CTBTは、核兵器についての製造、配備等を禁止しておられません。また、核兵器を直ちに廃絶することを内容とするものでもございません。核爆発を禁止することにより、核兵器の新規開発を抑制するものでございまして、核兵器のない世界の実現に資する現実的措置として採択されたものでござります。

今後は、CTBTの早期発効に向けて努力することと、それから、いわゆる兵器級の核分裂性物質の生産禁止、いわゆるカットオフ条約交渉を早期に開始することが政府としては重要と考えております。先生今御指摘になられました点につきましては、カットオフ条約成立後の国際社会の核軍縮の取り組みを検討する、そういう中で取り上げられていくべき課題であるかと考えておりま

なお、技術開発の側面から見ました場合には、

今回のこのC.T.B.T.によります規制というものが、現実の核爆発を起こしてはならない、それに対するいろいろな法的な取り締まりを行つてこようというような条項になつておりますけれども、核爆発を伴わない核兵器開発研究については、一切歯どめがかかる仕組みが取り入れられておりません。

例えば、今までござりますと、コンピューターが大変な進歩を見ております中で、コンピューターのシミュレーションプログラムの中において、核爆発がかなりの精度でシミュレーションが可能であるというようなことも報告をされているわけでございますし、またアメリカ等では、現実に核爆発は起こさないけれども、その直前の、臨界直前までの実験というものをこれからも推進していくというようなことが報道をされているわけでございます。

このような実験が許容されるということになりますと、現実の核爆発は行わなくとも核兵器は次々と開発がされてくるというような事態になつてくるわけでございまして、今後の取り組みとして、このような核爆発を伴わない核実験と申しますか、このようなことについての規制を行つていく考え方をお持ちであるのかどうか。国際社会における問題、それから国内におけるこの種の実験に対する姿勢、この両面についてお尋ねを申し上げたいと思います。

仮にあるとするならば、これはこのCTBTの条約を骨抜きにするような事態も十分に起こり得るのではないかだろうかというようなことを私どもは危惧するところがあるわけですが、それどころも、このシミュレーションソフト等が国境を越えて他国に供与される、またそのような流通が行われるというようなことに関して、今後この規制に取り組むお考えをお持ちなのかどうか。この点をお尋ねしたいと思います。

○西村説明員 現在のところ、核不拡散の観点から行われております核関連品の国際的な移転に関する規制措置いたしましては、核不拡散条約における関連規定、また原子力専用品及び汎用品に関する原子力供給国グループによる輸出管理がござりますが、先生御指摘の核爆発過程に関するシミュレーションソフトは、現在これらの措置の対象となつてないとの承知しております。

今後、このようなシミュレーションソフトの国際的移転の規制をどうするかという点につきましては、今後の核不拡散の観点からこののようなシミュレーションソフトの規制全体に関する議論を踏まえて検討されていくべきものと考えております。

○小野委員 なお、このCTBTの問題に関しましては、現実にその条項が遵守されるかどうかといふ問題が、各国の利害が関係しますだけに、極

度微妙な問題をはらんでいるような気持ちがいたします。

その点からこのCTBTの条約案をチェックしてみましたときに、この条約遵守確保の措置として、第五条のところに、「締約国会議は、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、必要な措置をとる。」この条約案の中に入れられたものであるのか。この点についての御説明を願いたいと思います。

○篠塚説明員 先生御指摘の、五条に規定します

「必要な措置」でございますけれども、具体的には五条の二項、三項に規定されている措置を指します。五条の二項に基づく措置としましては、条約が発効した後、締約国がこの条約に基づいて有する権利、特権の行使を締約国会議が決定を行うまでの間制限し、または停止するということが一つございます。それからもう一点、五条の三項の措置でございますが、「締約国に対して国際法に適合する集団的措置を勧告することができる。」という規定になつております。

以上でございます。

○小野委員 また、この第六条のところでは紛争の解決法ということでの規定が盛り込まれております。

まして、「この条約の適用又は解釈に關して紛争が生ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議する。」こういう項目になつていています。これが、「その他の平和的手段」ということの内容について、これはどのようなものを指しておられるのであります。

○篠塚説明員 質問のございました、条約六条二項に規定しております「その他の平和的手段」の具体的な内容でございますけれども、例えば執行理事会等、この条約で規定されております内部機関に対する問題を提起することが一つでございます。

○小野委員 この種の問題については、現実にその条項が遵守されるかどうかと

いう問題が、各國の利害が関係しますだけに、極度微妙な問題をはらんでいるような気持ちがいたします。

その点からこのCTBTの条約案をチェックしてみましたときに、この条約遵守確保の措置として、第五条のところに、「締約国会議は、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、必要な措置をとる。」この

ういうふうな記述がなされているわけでございますけれども、この「必要な措置」というのは、果たしてどのような措置を具体的に想定されながらこそ正しくすというものがこの条約の基本的な考え方でございましょうから、ぜひその趣旨に沿つた解決法

を模索していただきたいと思います。

そして、次には国内法に関連する問題になつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案が現在審議を

見ているところでございますが、このCTBT条約というものは、基本的には説明と報告の義務を重視する条約だと考えます。その点から考えてまいりましたときに、我が国の原子力機関全般の問題として、特に先般の動燃の東海事業所における問題等に見られるように、この説明と報告のシステムというものが必ずしもうまく機能していないというような点を指摘することができるだらうと思

います。

今後、このCTBTを批准していく中で、日本

の国としても国際社会に向けて、この説明と報告についてのきちんとしたシステムの構築というこ

とが求められてくるだらうと思いますけれども、このシステム構築に当たつて、原子力機関全般にわたつてのきちんとした、真実がうまく伝わる、そしてそこに虚偽報告などが起こらないといふよ

うなシステム整備を進めていくべきではないかと

私どもは考えているわけでございますが、この点についてのお考えを科学技術庁長官にお尋ねを申し上げたいと思います。

○近岡国務大臣 CTBTへの加盟は、情報の伝達システムの整備という側面を持つことは事実であります。したがいまして、原子力の平和利用を

基本政策とする我が国では核兵器への疑惑を持たれることはないと考えますが、仮に報告の必要が生じた場合は即座に対応することが必要だと思

います。

○小野委員 この種の問題については、これまでいろいろな利害対立の中になかなか解決を見にくかったような問題をはらんでいるものだらうと思ひます。それだけに、このCTBTの条約を制定して、またそれを執行するという段に当たつて

もさまざまの問題が提起されてくるだらうと思ひますけれども、この中にありますとおり、平和的手段によつてこの世から戦争をなくし、核兵器をなくすというものがこの条約の基本的な考え方でございましょうから、ぜひその趣旨に沿つた解決法

を模索していただきたいと思います。

そして、次には国内法に関連する問題になつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案が現在審議を

見ているところでございますが、このCTBT条約というものは、基本的には説明と報告の義務を重

視する条約だと考えます。その点から考えてまいりましたときに、我が国の原子力機関全般の問題として、特に先般の動燃の東海事業所における問題等に見られるように、この説明と報告のシステム

というものが必ずしもうまく機能していない

と思ひます。今後、科学技術庁挙げて、ま

た科学技術庁傘下の諸組織を挙げて、ぜひこの種

の問題に対する積極的な取り組みを御要望を申

めでまいりたい、このように思います。

○小野委員 科学技術庁長官も、これまで随分御尽力をされて取り組んでこられたテーマでございましょうけれども、いまだ国民の目から見ると十分にそれが見えられているという印象になっていない

部分がございます。今後、科学技術庁挙げて、ま

た科学技術庁傘下の諸組織を挙げて、ぜひこの種

の問題に対する積極的な取り組みを御要望を申

めでまいりたい、このように思います。

ところで、先ほど御紹介申し上げました、平岡

敬廣島市長の「希望のヒロシマ」という本に戻るわ

けでございますけれども、この本の中で平岡さん

は、広島は大変な、人類的な惨禍としての核被爆

という経験したところであるけれども、そ

れがまた広島にとっては一つの新しい時代を切り

開く責任を持つことであり、またそれが新しい時

代の希望にもつながるんだということで、こうい

う文章を書かれております。

国家が戦争、平和の主体である時代は終わ

り、平和は市民のものとなつた。戦後五十年た

つて、政治、経済、社会のあらゆる分野で制度

疲労現象が起つて、理想を失つて漂流している

ようを見える日本で、「日本人はいかに生きるべきか」といった大上段に構えた問いを発して

いるのが広島である。

核兵器廃絶への道は限りなく遠いよう見え

るが、世界はいま核抑止論にたよろうとする人

たちと、人類が生き延びるために核兵器廃絶を

求める人たちとのせめぎ合いの時である。

平和を願う人々にとって、また地球上で飢餓、貧困、病気、差別、民族紛争などで苦しん

でいる人々にとって、広島は生きる勇氣と未来

への希望をもたらす存在でありたい。核兵器を

否定する思想は、人類の直面する困難な問題を

解決する突破口である。そのため私たちは被

爆の歴史を継承しながら、平和をつくりだす努力を重ねてゆかねばならない。

破壊のための核爆弾をつくるのは人間である。しかし「鶴を折る」の人間なのだ。私はそこに希望を見いだしている。そして、広島の地道な努力の積み重ねが核兵器反対の国際世論のうねりを起こし、核保有国との間で核兵器開発を約束する条約が結ばれたとき、私たちは新たな「希望の時代」へ足をふみいれることができるのである。

このように、高らかに理想を語り、広島の市長としての活動を世界に展開をされているわけでございます。

この広島の市長の思いというものは、まさに日本の国民の思いでもあります。平和国家を目指してこれまで歩んできた戦後五十数年の歩みの中で、日本の国は世界に訴えるべき多くのものを持ってきているように私は感じております。けれども、このCTBTの締結が、単に条約が締結されたということだけではなくて、この思いを、平和への願いを世界へ伝えていく、そのような条約になりますことを心より祈念をいたしまして、私の質問を閉じさせていただきたいと思います。

○佐藤委員長 井上義久君。

○井上(義)委員 新進党的井上義久でございます。

まず、今回の包括的核実験禁止条約、CTBT、すべての核実験を禁止するといふことがその一番の趣旨でありますけれども、これによりまして核爆発のない世界を実現する、そういう意味でこれまで来たわけでございまして、関係者の御努力に対しても心から敬意を表する次第でございます。唯一の被爆国として核兵器のない世界を目指している我が國の悲願達成の第一歩、そういう意味でこの条約にかける期待は大きいわけでございます。ただし、先ほども指摘がありましたけれども、この条約発効のためには核開発能力のある四十四

カ国の署名、批准が条件になつておるわけでござります。

それからもう一つは、やはりインドの問題があるわけでございまして、昨年九月十日の投票直前の演説でも、インドのゴーシン軍縮大使は、我々は絶対に署名しない、条約は永久に発効しない、こういうふうに述べているわけでございまして、印度の賛成を得るというのは容易ではないんじやないか、こう思われるわけでございます。インドがなぜこのような態度をとっているのか、それをどのように認識をして、それをどのように変えていくのか、外務省の今後の対応についてまず確認させていただきたいと思います。

○篠塚説明員 先生の御質問のございました條約の発効の見通し、現状でございますが、CTBTの効力発生につきましては、条約の第十四条によりまして、先生御指摘になりましたインド等を含む特定の四十四カ国すべてが批准書を寄託した百八十日後に効力を生ずるという規定になつております。

CTBTは、昨年の九月二十四日にその署名開放が行われまして、四月十六日現在、米国、ロシア、イギリス、フランス、中国の五核兵器国を含む百四十四カ国が署名をいたしております。このうち、既に批准をいたしましたのは二十一カ国ございまして、フィジーとカタールでござります。また同時に、先生御指摘のように、その批准書の寄託が条約の発効の要件となつております四十四カ国のうち、インド、パキスタンそれから北朝鮮は今

のところ署名をいたしておりません。特にインドにつきましては、先生御指摘のように反対の立場を公言しております。

このような事情を考えますと、今後は署名国、批准国の中は増大していくと思いますが、他方、それが条件になつておりますインド、パキスタンの署名、批准が必要でございまして、発効の見通しということになりますと、現時点でそれがいつになるかということを申し上げるのはちょっと難

しい状況にございます。

それから、インドに対する働きかけでございましょうけれども、我が国といたしましては、当然ながら、インドが早期に署名、批准をいたしまして、条約が早期に発効することが重要と考えております。そして、この点から、インドに対する働きかけが当面非常に重要な課題であると考えております。

具体的には、まず、できるだけ多くの国がこの条約を批准いたしまして、核実験禁止に対する國際社会の総意をインドに示していくことが重要かと思います。それから、多国籍あるいは二国間の場、多国籍の場ですと、例えばASEAN地域フォーラム、これはインドもメンバーになつておりますけれども、こういった場、それから二国間の対話の場を通じまして、インドに対して粘り強く署名、批准の呼びかけを行っていく考えでございます。

以上でございます。

○井上(義)委員 インドの署名について、本会議で我が党の齊藤議員に外務大臣が同じような趣旨の答えをされているわけありますけれども、先ほどもちよつと質問の中で触れましたけれども、インドがなぜこのようなかたくな態度をとつているのか、その理由をどのように認識されているのかということを改めてお伺いしたいと思います。

多くの国が署名をする、それから多国籍、二国間で粘り強く説得をする、国際的な圧力によつてインドに署名させよう、こういうふうに受けとめられるわけですから、なぜインドがそこまでかたくなに反対しているのか、その反対している状況といふものをやはり解消していくということがこの条約発効の大好きな条件になつていくんじやないか。そういう認識をやはり外務省としてきちんと持つてこれに当たつてもいいと思うのですけれども、それに付いてはどうでしよう。

○篠塚説明員 インドは署名、批准をしないといふことを公言しているわけでございますが、その理由としましては幾つかございまして、一つは、

条約がインドの批准を発効の条件にしているという点でございます。この点につきましては、印度は、自分たちは批准しないと言つてゐるにもかかわらず、条約交渉の過程でインドを発効の条件にしておりました。この点から、印度は前から主張しておりますが、その主張が条約の中に盛り込まれてないという点も批准できない理由といたしております。

このようなことで、印度は条約に署名、批准しないという立場を明らかにしておりますが、練り返しになりりますけれども、粘り強く、日本とインドの二国間の場あるいは多国籍の場を通じてその立場を再考するよう呼びかけ、働きかけていただきたいと考えております。

○井上(義)委員 今、印度がなぜ反対をしているのかという理由を二つ挙げていただきましてれども、いわゆる時間的な核廃絶のプロセスが明確になつてないということが一つの大きな理由だと私も思うわけでございます。

我が国ととりましても、この核爆発禁止条約によつて新たな核兵器の開発を阻止すると同時に、いわゆる核保有そのものを禁止していく、核兵器を廃絶していくということが我が国の悲願でもあります。一方でそういう努力、少なくとも核保有国が核廃絶ということにつれて明確な政治的意図を示さない限り、なかなかインドの批准は難しいんじゃないかな。

そういう意味で、これから日本の方向としては、米ロ中の三カ国、これが具体的な核廃絶のシナリオというものを明確に示していくように、非核保有国日本がその中心になつて粘り強く国際社会に働きかけて、印度が批准するような条件づくりをしていく、少なくともそういうシナリオが見えてくるという状況を日本が積極的につくり出していくなければならないんじゃないか、こんなふうに思うわけでございますけれども、この核廃絶について今後日本のとるべき対応についてお尋

ね
い
た
し
ま
す。

○篠塚説明員 先生御指摘のように、我が国としては核兵器のない世界の実現のために努力していく必要があると考えておりまして、そのためには、今回妥結しましたCTBTのような現実的かつ具体的な核軍縮措置を着実に積み重ねていくことが重要であると考えております。

ん、アメリカの意図が核実験抜きの新兵器開発といふうに断定はできないわけですがれども、やはり将来、アメリカが、この包括的核実験禁止条約とか核拡散防止条約などで他国の核開発を縛りながら新兵器の開発を進めるのではないかという非核保有国、特に非同盟諸国の疑念というのはぬぐえないわけでございます。

れるものであると承知しております。
それから、先生から御指摘のございましたストップペイント・スチュワードシップ計画でございま
すが、この計画は、核爆発を実施せずに、既存の
核兵器の安全性と信頼性を確保するために、コン
ピューターの性能の高度化、核爆発の生じないい
わゆる未臨界高性能爆薬実験などを行っていくも

どもちよつと申し上げましたけれども、条約が発効した場合に、C T B T 機関がウイーンに設立されるわけですから、その規模、体制はどういうふうになつてゐるのか。日本として、人的な貢献、資金的な貢献、特に事務局長とかそれに準ずるような人の貢献をすべきじゃないか、こんなふうに私は思うわけですが、これについて今どのよ

それから、CTBTの後の核軍縮措置、現実的な
かつ具体的な核軍縮措置としましては、一昨年の
NPTの無期限延長の場で国際社会の総意として
合意いたしました、いわゆる核分裂性物質の製造
を禁止するカットオフ条約交渉がございますが、
当面は、この条約交渉の早期開始に向けて最大限
の努力をしていくことが重要であると考え
ております。現在、ジュネーブの軍縮会議で、カ
ットオフ条約交渉を早期に開始するべく話し合い
が行われておりますが、日本政府としましても、
このカットオフ条約交渉を早期に開始すべく、現
在努力しているところでございます。

○井上(義)委員 それから、これも本会議で同僚
の齊藤議員が質問したところでございますけれど
も、今回の包括的核実験禁止条約の大きな目的の
一つは、核保有国による新型核兵器の開発を阻止
するということがあるわけですねども、それに
関連して、未臨界の実験を禁止の対象にしなかつ
たというのはしり抜けではないか、こういう指摘
がされているわけでございます。これは、昨年六
月の軍縮会議でも、非同盟諸国は、この核兵器の
開発、実質的改良に終止符を打つという新兵器開
発放棄を明確に義務づける文言を条約に盛り込む
べきだ、こういうふうに要求しているわけでござ
います。

特に、アメリカが、この十年間で四百億ドルを
かけてステュワードシップ計画というものを発表
しているわけでございまして、もちろん、安全性、
信頼性維持がその目的というのが公式的な説明で
ありますけれども、核実験なしで新兵器を設計す
る能力の確立が真のねらいではないか、こういう
疑念を持たれているわけでございます。もちろん

本会議で総理は、米国政府は、既存の核弾頭の安全性、信頼性の確保のために行う旨を既に公表しており、我が国としては、この実験がこの条約の禁止の対象になつていいことが、新たな核兵器の開発を封じることにはつながらないとは認識していないということで、アメリカの説明をそのまま是として答弁していらっしゃるのですけれども、日本の政府がアメリカの説明をそのままはとするだけでは、やはり他の非核保有国、特に開発途上国の信頼というものが得られないのではない。いわゆる核廃絶を目指すリーダーシップとしての日本のあり方からして、そういう非核保有国の疑惑に対して率直にこたえる、それを晴らす努力というものをアメリカ政府に対しても求めいく、やはりこういう基本姿勢が必要なのではないか、このように思うわけでございます。

先ほどの、署名をしないというインドの方針も重ねあわせて、核保有国との核廃絶に向けての政治的なそういう表明といふのをどこまでも求めていくといふことがやはり我が国姿勢として非常に大事ではないかな、このように思うわけでですが、未臨界核実験に対するこの総理答弁について、外務省、どのようにお考えか。

○篠塚説明員 先生御指摘の未臨界高性能爆薬実験につきましては、核分裂性物質を高性能爆薬により爆縮させますが、核分裂連鎖反応が持続しない未臨界状態で反応がとまる実験であるとされておりまして、C.T.B.T.に言ういわゆる核爆発に該当しないというのが国際社会の共通した理解または認識であると考えております。また、未臨界実験は、新たな兵器の開発ではなく、既存の核弾頭の安全性と信頼性の確保に資するものとして行わ

○井上(義)委員 どうも質問した趣旨をなかなか理解していただけないようございます。要するに、核廃絶という政治的な意図というものを見直さなければなりません。日本にとって働きかけていくといふことに対するように日本として働きかけていくといふことを思はなければなりません。しかし、既存の核兵器の安全性それから管理、廃絶していくこうという方向が明確になればこれほどお金をかけてやる必要はないわけでございまして、そういう方向にやはり日本としてきちんと働きかけていく。国際社会で疑念が持たれるようなことについて、日本がアメリカの主張をただ是とするだけではなくて、やはり非核保有国の立場に立つてアメリカにも言うべきことはきちんと言つていくことが、日本が非核保有国として核廃絶へのリーダーシップをとる上で必要なのではないが、こんなふうに認識しているわけでございまして、ぜひそういう認識で今後の核廃絶に向けての行動をとつていただきたいということだけ申し述べておきます。

○篠塚説明員　ただいまありました人的な貢献の話でございますが、日本政府といたしましては、CTBTの重要性から、最大限の人的貢献をしたと考えております。

それで、まだ条約は発効していないわけでございますが、その前段階としまして準備委員会といふのが去る三月に発足いたしております。準備委員会のもとで暫定技術事務局がオーストリアーのウイーンに設立されました。我が国としては、事務局次長に当たるボストに日本人職員を一名派遣したところでございます。その他、先生から御指摘のございました国際監視制度の円滑な実施に貢献するという意味から、地震の分野の専門家をウイーンに設立されました暫定技術事務局に派遣するべく、現在努力中でございます。

今後とも、条約が発効する以前は、国際監視制度の構築、それから国際データセンターの構築等の事務をその準備委員会及び暫定技術事務局で行つていくわけでございますが、我が国としては、できる限りの貢献をしてまいりたいと思っております。

それから、我が国が受け入れることになる国際監視制度の施設でございますが、先生御指摘のように、条約では四分野の手段を使いました監視制度の構築を規定しております。具体的には、地震網、それから放射性核種、それから微気圧、それから水中音波、この四分野でございますが、我が国としましては水中音波を除く三分野の面で貢献したいと考えております。国際監視制度の監視施設につきましては、先ほど申し上げました準備委員会を中心に整備のための準備が今進められており

りますけれども、我が國としては今後、その準備委員会と調整を行ひながら、申し上げました三分野での貢献について整備を進めていきたいと考えております。

○井上(新)委員 それからこれは法案に入るのかと思いますけれども、核爆発の実施の懸念が発生した場合、その手続についてちょっと確認しておきたいと思います。

発見した。それから、受けた説明によりますと国際データセンターに日本からアクセスできるようになっている、そのアクセスしたデータに異常を発見した。その場合に、懸念発生ということは懸念のある国に対して説明を要請する。あるいは懸念のある国への査察をCTBT機関に要請をす

うふうに思うわけですけれども、このデータの異常を監視する、もし異常が発生した場合に関係国に説明を要請する、これは、日本の国内的にいうと、どういう機関でどういうふうに具体的に行われるのか。そういう体制はできているのかどうか。できているというか、国内にきちっとした体制がつくられるのかどうか。この辺を確認しておきたいと思います。

○備場説明員　条約が発効しますと監視制度がで
きまして、先生御指摘のように、その監視制度に
基づきまして、核実験を行つたという疑念国に對
する各種の措置がとられるわけでござりますけれ
ども、具体的に先生御指摘のございました、仮に
他国で核爆発されたとの懸念が発生した、その場
合の日本国内の体制でございますけれども、我が
国日本としましては、国際監視制度によつて収集
されたデータ、それは先生御指摘のようにウイー
ンの国際データセンターに集められますので、そ
ういった情報に基づいて総合的に判断することに
なると思います。

もちろん、その国内的な体制としましては、そ
れぞれの監視技術につきまして専門的な知見を有
します関係省庁、放射性核種につきましては科学

技術庁、それから地震網、微気圧については気象庁になるかと思いますけれども、そういうた関係省庁で客観的な分析をいたしまして、最終的には条約を見ております外交当局が判断することになります。

○井上(義)委員 まだこれからそういうシステムをつくるというふうに理解してよろしいですね。それから、この法案で、先ほども御指摘がありましたが、内閣の基盤について貢献

証するための報告徵収規定が整備をされているわけございまして、六十七条四項には諸外国から見てごく普通のものと見えていた場合、五項には査察があつた場合、それぞれ総理大臣が関係者に報告させるといふことかうたわれてゐるわけですが、これによると所管する官庁はどこがやつて、またどういう体

○池田政府委員 御説明申し上げます。
原子炉等規制法には 第七十四条の二に「内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。」という旨が規定されてございまして、この規定に基づきまして、国内の報告徵収につきましては科学技術庁長官が行うことになります。

現地査察があつた場合の受け入れ規定の整備といふところで、内閣總理大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員の立ち会いのもとに査察を受け入れるというふうになつてゐるので、すけれども、これは具体的にはどういう人になるのか。それから、外務大臣の指定する職員と總理大臣の指定する職員と、同じ国の職員だと思うのですけれども、なぜこういうふうに分かれているのか。

○池田政府委員 核爆発につきましては、通常、核燃料物質が使用されます。そうした意味で、核燃料物質の使用の規制を行つております内閣總理大臣の指定する職員、この場合はすなわち科学技術庁の職員ということになりますけれども、これ

が立ち会うことにした次第でございます。この場合、我が国の査察官が保障措置の観点から、査察の実施と、それから国際機関が行います査察への立ち会いの経験を有しております。したがいまし

これらの査察官の活用としてこれなどは、検討してまいりたいという考え方を持つております。それから、外務省がということをございますけれども、こうした包括的核実験禁止条約のもとでござる査察につきましては、査察の対象箇所でござ

いますとか査察の活動、こういったことを決めるに当たりましては、現地におきまして外交交渉が必要になるといった場合が想定されます。こうしたことから、外務大臣の指定する職員を立ち会わせて行うこととした次第でございます。

○井上(義)委員 時間が参りましたので、最後に

る日本のプルトニウムリサイクルですね。プルトニウムというのは原爆の原料になるということと、日本は核兵器に野心があるのではないか、という疑念を晴らすために余剰のプルトニウムは持たない、こういう方針を日本としては決めているわけでございます。

核燃料リサイクル、これについてはまた別な議論したいと思いますけれども、

も 最近の一連の電力の事故等によつてブルトニウムの需給見通しといふのが、どうもこれは一回見直さざるを得ないのではないか、今まででは余剰ブルトニウムが生じてしまうのではないかとか、二ウムリサイクルについて、特に需給見通しについてどのように御認識されているか、確認しておきたいと思います。

○近岡国務大臣 今回の事故及びそれに対する動燃の対応のまづさが地元を初め国民の方々に原子力に対する不安、不信感を与えたことは、まことに遺憾なことでございます。

他方、我が国に置かれている資源的な制約や球環境保護の観点から、原子力発電及びそれを支える核燃料サイクルの円滑な展開は今後とも重要

だと認識いたしております。これにつきましては、実は先般、五月九日の原子力委員会におきましても再度確認させていただきました。

第五回 文部省 原燃の仕事とて経済化体制はこれにて抜本的な改革を進めるとともに、原子力関係者一同、初心原点に返りまして、安全の確保と情報公開の重要性について再認識をしながら、原子力行政に対する信頼の回復に今後とも最大限の努力

○井上(義) 委員 濟みません。当局で結構ですの
で、ブルニウム需給について、その見直しの必
要があるのではないかなどということを質問させてい
ただいたわけですけれども、それについて最後に
います。

○佐藤委員長 質問時間が終了しておりますので、明快にお答えください。

○加藤(庶)政府委員 プルトニウムの需給の問題につきまして、今回の事故におきまして余剰が出るのではないかという御指摘でござりますけれども、プルトニウムは、我が国といったしましては当面ブルサーマルに使いたいと考えておりますので、この前の閣議了解に基づきまして、地元の方々の

○井上(義)委員 終わります。

○佐藤委員長 佐々木秀典君、

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木です。

時間が限られておりますので、端的に質問に入りたいと思いますし、通告してありました順序を多少変更させていただくことをお許しいただきたいと思います。

同僚委員からお尋ねがありましたことの関連ですけれども、このC.I.B.T.T条約について、現在未署名国が所要の諸国四十四カ国中三カ国、インド、パキスタン、いわゆる北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国。この未署名の事情について、さきにインドについてはお話をございました。インドに

ついては明確に反対の意思を表示されておる。ただ、お聞きをいたしますと、内容そのものというか条約の本旨そのものに反対しているとも受け取れない節がありますので、これは後にまた申し上げますけれども、何とか協力してもらえるような努力を日本としても積極的にすべきだと思いますが、そのほかのパキスタンといわゆる北朝鮮、これはそれぞれまた実情が違うと思うのですね。これについて北朝鮮の場合には残念ながら国交がない、国交ができるおらないということは非常に問題だと思うので、こんなに近い国との間の国交をなぜ今まで締結できなかつたかということは、これはまたこの次元の問題ではない、別の次元でも問題にしていきたいと私は思うわけです。

しかし、こうした状況の中でも、我が国としてパキスタン、北朝鮮がこの署名をしないということについてどのように事情を把握しておられるか。先ほどのインドの例とあわせて、インドの方はお聞きしましたから結構ですけれども、お聞かせください。

(委員長退席、齊藤(鉄)委員長代理着席)

○篠塚説明員 パキスタンでございますが、パキ

スタンはCTBTは支持しております、昨年九月の国連総会でCTBTの決議案が採択されたわ

けでござりますけれども、その採択の際にはパキ

スタンは賛成しております。ただ、九月二十四日

に署名に開放されたわけでござりますけれども、

署名・批准につきましては、インドとパキスタン、

御承知のような関係でございますので、インドが

署名・批准しない限り自分たちは署名・批准しな

い、そういう立場をとつております。したがいま

して、CTBTの条約自体には、先生御指摘のよ

うに、パキスタンは賛成していると思ひます。た

だ、インドの関係から署名・批准しない、そういう状況だと思います。これはパキスタンの代表の演説でもはつきり言つております。

それから、北朝鮮でございますが、先生御指摘のよう

のように署名・批准していないわけでござります

が、昨年九月の国連総会で決議が採択されたと

き、北朝鮮は実は欠席しております。したがいま

して、今のところまだ署名も批准もしていないわ

けでござりますけれども、他方、北朝鮮としてこ

のCTBTに對してどういうふうに考へておるか、そいつたことも国際場面で明らかにしてお

りませんで、我々も北朝鮮がCTBTに對してど

ういう考へを持つてゐるかということについては承知しておません。

それで、今後は、今先生御指摘のよに三ヵ国に對して働きかけをしていくことが重要なわけですがございますが、印度につきましては、先ほどより御説明させていただいたように二ヵ国間、多国籍の場を通じまして、パキスタンについても同様だと思います。それから北朝鮮でござりますけれども、先生御指摘のようには交がないといふこともございますので、例えば北朝鮮が加盟しておられます國連の場で、北朝鮮が条約に対する考え方を明らかにし、それから早期に署名・批准するようには國際社会全体として働きかけを行つていく、そういう形で日本としては努力をしたいと思つております。

(齊藤(鉄)委員長代理退席、委員長着席)

○佐々木(秀)委員 わかりましたけれども、そろ

すると、非常に大事なのはやはりインドに対する対応だということになるんだらうと思うのですね。

いろいろな機会をとらえて働きかけるといふことですが、これは北朝鮮の政府と非常に密接な関係を持つてゐるわけですし、この方々は長く日本に在住しておられる方々が多くて、日本人の心情ももうわかるわけですから、こういう機関あるいは人々も利用するといつたら語弊がありますけれども、働きかけるというようなさまざまな努力をぜひやっていただくことを要望したいと思いま

す。

そこで、我が国の場合には憲法がありますし、

非核三原則を堅持するということになつていますから、まず核兵器の開発などということは考えられ

ない。そのための核爆発の実験ということも想定されないわけですが、しかし、将来的に

CTBT条約による条約機関の調査あるいは検査の対象にもなり得るとすれば、どんな場合が想定されるのか。先ほど井上委員からもお話をありますけれども、まず実験に対する心配

はないと、こうお聞きしてよろしいわけですね。

○佐々木(秀)委員 そうすると、この条約の承認

国として、先ほどお話しのように、この検査の受け入れ体制、あつた場合にはということで整備は

されるけれども、まず実験に対する心配

はない、こうお聞きしてよろしいわけですね。

そこで、条約の内容なんですか、条約の

一条、それから二条に同じ文言があるのです。「締

約国は、いかなる場所においても核兵器の実験的

爆発及び他の核爆発を禁止し及び防止することを約束する。これが一条。それから、二条にも同じ

ような記述があるのですけれども、ここで言う

「他の核爆発」、「核兵器の実験的爆発及び」となつ

の市長さんにも御協力をいただいて、場合によつたら政府の特別の大使、公使的な立場で働きかけたいと考へておるわけですが、そのうち御協力をいただくというようなことをともせひお考へをいただきたいということを提案しておきたいと思います。

それから北朝鮮についても、国交がないとはいひながら、これまでも国交回復のためのさまざまの交渉がある、ネットに乗り上げているところもありますけれども、それからまた、現在は北朝鮮の方で食糧危機に瀕して、この食糧援助、もうしていませんけれども、これからも求められることがあります。やはりこういう機会もとらえながら訴えていて、署名に協力をさせる。あるいは、在日朝鮮人の団体で朝鮮総連という団体もあつて、これは北朝鮮の政府と非常に密接な関係を持つてゐるわけですし、この方々は長く日本に在住しておられる方々が多くて、日本人の心情ももうわかるわけですから、こういう機関あるいは人々も利用するといつたら語弊がありますけれども、働きかけるというようなさまざまな努力をぜひやっていただくことを要望したいと思いま

す。

こういった意味から、二重、三重の網がかかっておりますので、先生御指摘のように、そういう仮定はござりますけれども、現実には、我々の理解としましては、日本にそついた疑惑が起きて現地査察なりが行われる、そういう可能性は起ることはないというふうに考えております。

○池田政府委員 先生御承知のとおり、我が国は、原子力基本法及びそれに基づきます原子炉等規制法によりまして、核燃料物質等の利用につきましては厳に平和目的に限るといつたことで、原子炉等規制法によります施行、それから国際約束に基づきました保障措置を厳格に適用しておりますから、私ども原子炉等規制法を所管する立場から考へましても、このCTBTに基づきます検査を受けるような事態になることはまず考えられないと考えております。

○佐々木(秀)委員 そうすると、この条約の承認国として、先ほどお話しのように、この検査の受け入れ体制、あつた場合にはということで整備はされるけれども、まず実験に対する心配はない、こうお聞きしてよろしいわけですね。

そこで、条約の内容なんですか、条約の

一条、それから二条に同じ文言があるのです。「締約国は、いかなる場所においても核兵器の実験的

爆発及び他の核爆発を禁止し及び防止することを約束する。これが一条。それから、二条にも同じ

ような記述があるのですけれども、ここで言う

「他の核爆発」、「核兵器の実験的爆発及び」となつ

ていますからこれと異なることになるのか、これをひとつ御説明いただきたいと思いま
す。

○篠塚説明員 先生御指摘の「他の核爆発」でござ
いますけれども、CTBT上では「他の核爆発」に
ついて定義はございません。ただ、一般的には、
核爆発ということになりますと、核分裂または核
融合による爆発ということでございまして、これ
にはいわゆる平和目的の核爆発も含まれると考
られるわけでございます。

したがいまして、先生が御質問ございました核
兵器の実験的爆発以外の核爆発、「他の核爆発」の
例といたしましては、この平和目的の核爆発、具
体的には、交渉の過程で中国が主張しております
たけれども、例えば土木工事を行う際に核爆発を
使う、これがいわゆる「他の核爆発」、いわゆる平
和的目的の核爆発に当たると思います。この条約
では、その平和目的の核爆発を含めまして、あら
ゆる核爆発が禁止ということになつております。

か。

○池田政府委員 ただいま外務省から御説明があ
つたのと理解は同じでございます。

○佐々木(秀)委員 はい、そう了解いたします。

それから、本法ですけれども、施行日の関係な
いですが、改正法の施行日としては、このCTB
Tが日本国で効力を生ずる日、こういうことにな
っているのですね。これは具体的にはどういうこ
となるのか、そしてまた、その見込みはどうな
のか、科技庁と外務省それぞれ簡単にお答えい
ただきたいと思います。

○池田政府委員 お答え申し上げます。
この法律案の附則におきまして、「この法律は、
包括的核実験禁止条約が日本国について効力を生
ずる日から施行する。」としているところでござ
います。したがいまして、本改正は条約の発効日
に施行されることになります。

○篠塚説明員 この条約上、効力発生につきまし

ては、先ほど出ましたインド等を含む四十四カ国
のすべての国が批准いたしまして、批准書を寄託
した後百八十日、つまり六ヶ月後に効力を生じる
というふうになつております。他方、条約の署名
は効力を生じないという規定も同時にございま
す。

○佐々木(秀)委員 いずれにしても、相当先にな
るわけですね。きょう、本委員会で大体この改正
法案については、我が党も賛成ですけれども、恐
らく共産党さんも含めて一致で賛成できるわけで
すが、しかし、今の条約との絡みでいくと、この
実施、施行というのが相当気になるということな
んですね。そういうことを考えても、やはり条約
の発効ということを、何とか四十四カ国全部そろ
って早く発効できるようになしたいものだと思いま
すので、先ほど申し上げましたけれども、また特
段の御努力をお願いしておきたいと思います。

最後に、本法とちよつと離れますけれども、先
般来、動燃の一連の事故で、本当に私どもは腹立
たしい思いをしながら数ヵ月を過ごしてまいりま
した。それにつけでも、原子力の災害のことを私
どもは真剣に考えていく必要があるのではないか
うかと思います。

私は、科学技術委員会の視察と別に、また民主
党の方でも視察団をつくつて、東海にも行つてしま
いましたし、「ふげん」にも行つてしまいまし
た。その際、自治体の関係の方々、茨城県の知事
さんを初めとする方々や東海村の村長さん、ある
いは福井県の皆さんにもいろいろお話を伺つたの
です。原子力災害というのも災害対策基本法の対
象の災害にはなつていて、これは関連の政策の一
条で、放射性物質の大層の放出があった場合とい
うように限定されて書かれて防災対策が講じられ
ているのですけれども、何といっても、いわゆる
原子力災害、特に放射能災害というのは、この被
害者である人体では全くわからない、五感ではわ
からないというようなことで、いわゆる自然災

害、洪水だとか火事だとか地震だとかとは全く性
格が違うわけですね。こういうものに対する対応
というのは、自治体に責任を負わされてもとど
りやないけれどもかなわない、國がもつと積極的
に責任を持つてもらわないとどうしようもないん
だ、もちろん防災についてもそうですし、それか
ら災害が発生した後の対応なんというのももう自
治体ではとてもどうにもなるものでない、そういう
切実な声を聞いております。

そういう原子力発電施設がある各自治体から
も、國の方に対し、この原子力災害の特別措置
法をつくつてもらいたいという要請も出ているこ
とは私ども知つてゐるわけですから、こういう
特別措置法、実は私どもの党内でも今検討して
いるところですが、長官、この必要性あるいは見
通し、特に昨年の十二月に原子力防災検討会が科
技庁内に置かれておると思うのですが、この作業
の内容とあわせて簡単にお答えいただければと思
います。

○池田政府委員 ただいま先生から、科技庁にお
きます原子力防災の検討ぶりについてお尋ねがござ
いました。

この検討会におきましては、専門家だけではなく
ざいませんで地方自治体にも参加いただきまし
て、原子力施設事故時の情報収集でござりますと
か意思決定の迅速化など、こういった初期対応の
強化策、それから防災業務関係者の資質向上のた
めの研修のあり方ですとか、それから緊急時に備
えて住民が有すべき知識の内容、あるいは緊急時
におきます住民への情報伝達等、こういったこと
につきまして、先般の動燃の火災爆発事故の経験
も踏まえながら具体的に検討しているところでござ
います。

○佐々木(秀)委員 長官、いかがですか。

○近藤国務大臣 今局長から一部答弁があつた
わけあります、最近の状況を見まして、今先
生御指摘のとおり、この問題は地方の公共団体を
含めて現在検討会で検討しているところでござ
いますので、そういう論議を踏まえながら、やは

りこれから積極的に取り組んでいく必要はあるな
といふうに私は存しておりますので、もう少し
検討させていただきたいと思います。

○佐々木(秀)委員 終わりますけれども、何とい
つても、先ほど申しましたように特殊な災害とい
うことは、この点、まだ真剣にお互いに協議
をしながらやつていただきたいと思います、協力をし
ながらやつていただきたいと思います。そのことを申
し上げて、質問を終わります。

○佐藤委員長 春名真章君。
ありがとうございます。吉井先生のかわりに質問させてもら
います。当委員会では初めてですので、どうぞよ
ろしくお願ひします。

核エネルギーの軍事利用という人為的脅威を取
り除くということとあわせて、自然の脅威から原
子力施設の安全性を確保するということが現実に
直面する重大な課題になつていて、そこで私は
地震、活断層問題と原発の安全性の関連で幾
つかお聞きをしていきたいと思います。

まず第一に、鹿児島県の北西部で、三月末に続
きました、五月十三日に大きな地震が発生をいた
しました。その調査に私も行つて、現地の様子を
伺つて激励もしてきたわけであります。復興復旧
の努力が住民、行政一体となつて進められており
ます。政府としてぜひ万全の援助をお願いしたい
と思います。

とともに、住民の中で大きな不安となつて広が
つているのは、震源域の近くに川内原発があると
いうことです。炉心や細管などの中心的な
施設に損傷がなかつたのかどうか、炉をとめて点
検するなど、不安を取り除いてもらいたい、こう
いう声が住民の間で満ちあふれているわけです。
その点を厳しく指示していただきたいと思います
し、また、原発内の二十六の地震応答観測装置の

す。この点で認識を伺つておきたいと思いますが、いかがですか。

○吉田説明員 活動性が一万年前以降ということになりますと、これはむしろS₁のあれとして考慮する必要があるのではないかと思っております。

○春名委員 では、もう一つ見ていただきたいと思ひますけれども、この二枚目の資料は、伊方三号機、浜岡三号機で想定された最大地震動、それから神戸大学の例のトンネルで得られた地震動、この三つの場合のS₂の応答スペクトルのグラフでございます。

伊方三号機の限界地震動、これは、想定している最大のものがBであります。実際に阪神・淡路大震災で起つて、神戸大学の観測された地震動が、これは岩盤上のデータというふうに思ひますけれども、長周期の部分で揺れが上回つてゐるというのがこの表であります。そして、Aの部分は浜岡三号機の限界地震動で、これは、日本で稼働している原発の最大の地震動を想定しているものとお聞きをしております。このAですら一部分で、一をちょっと超えた部分で地震動が上回つてゐるというような、こういう結果が出てゐるわけであります。

そういう点で考えてみると、耐震指針類の算定基礎になつてゐる手法そのものが妥当なのかどうか、このことが根本から問われてゐるんじやないかと私は考えました。この手法の妥当性、この点はどういうふうにお考えですか。

○都甲説明員 耐震設計審査指針の考え方に基づきまして阪神・淡路地域において想定される地震動の応答スペクトルは、ただいま御指摘の神戸大学で観測されました地震動の応答スペクトルに対しまして全体的には大き目の値になつておると思ひます。

他方、これも今御指摘ございましたように、長期側において神戸大学の記録が部分的に多少上回るところがあるということござりますが、私も調査いたしましたが、神戸大学の記録は、地震計が設置されているトンネルのコンクリート

床の直下に浅い埋め戻し土あるいは表層土がありまして、またその下に約四十一メートルの厚さで風化された花崗岩が分布しているということを現

地調査でも確認いたしました。それで、耐震設計審査指針で言ひます岩盤上の記録ではございませんので、表層地盤の増幅などの影響が考へられる

というふうに判断しております。

それから、原子炉施設の安全上重要な建物・構築物、機器・配管系は、いずれも原則として剛な構造にすることにしておりまして、これらの固有

周期は短周期側に集中しておりますこと等から、地震動の評価方法の妥当性が損なわれるものではないというふうに判断いたします。

○春名委員 今のお答えで、改めての質問になりませんけれども、部分的にS₂を超えている、長周期の部分ではですね、このことについては否定をされていません。

○春名委員 今のお答えで、改めての質問になりますけれども、部分的にS₂を超えている、長周期の部分ではですね、このことについては否定をされていません。

○春名委員 今のお答えで、改めての質問になりますけれども、部分的にS₂を超えている、長周期の部分ではですね、このことについては否定をされていません。

○春名委員 今のお答えで、改めての質問になりますけれども、部分的にS₂を超えている、長周期の部分ではですね、このことについては否定をされていません。

○春名委員 今のお答えで、改めての質問になりますけれども、部分的にS₂を超えている、長周期の部分ではですね、このことについては否定をされていません。

○春名委員 今のお答えで、改めての質問になりますけれども、部分的にS₂を超えている、長周期の部分ではですね、このことについては否定をされていません。

○春名委員 今のお答えで、改めての質問になりますけれども、部分的にS₂を超えている、長周期の部分ではですね、このことについては否定をされていません。

○春名委員 今のお答えで、改めての質問になりますけれども、部分的にS₂を超えている、長周期の部分ではですね、このことについては否定をされ
れていません。

岡村教授によりますと、伊予灘で起きた地震の規模ですけれども、断層の長さやずれの見積もりから、小さい試算でマグニチュード六・八程度、大きく見積もつた場合は同七・二程度が想定されるとしています。しかも、伊予灘東と西の二つの断層系が同時に動くと仮定しますと、地震はマグニチュード七・六の規模になるだろう。その地震規模で震源断層からの距離が七キロメートル以内となれば、震度は七程度を想定するのが当然だと

複数の断層あるいは断層系・群が同時に動くことないというふうに判断いたします。

○春名委員 今のお答えで、改めての質問になりますけれども、部分的にS₂を超えている、長周期の部分ではですね、このことについては否定をされ
れていません。

の長さでとらえて地震の最大の規模を推定しているようにお聞きをしています。こうしたこれまでの審査方法は、兵庫県南部地震等が示した現実だとか、あるいは安全検討会の見地からいつても、それ自身を見直す必要が出てきていると思っています。近接している断層帶は一緒に動く可能性を深く考慮して、そういう評価方法にさらに前進をさせていただきたい。

○都甲説明員 原子力安全委員長の見解を伺いまして、私の質問を終わらせたいと思います。よろしくお願ひします。

○都甲説明員 現行の指針におきましては、近隣した断層群を含め原子力発電所周辺の断層につきまして、文献調査あるいは空中写真判読、地表地質調査等詳細な調査に基づきまして、考慮すべき

問題を終わらせたいと思います。よろしくお願いします。

ましてアメリカ側は拒否したというような、私にいたるまでは非常に残念なそして衝撃的な事件がございました。このように、核兵器の使用やそれから核にまつわることにつきましては、非常に国際情勢が厳しいな、アメリカの態度も厳しいなどといふふうにそのときは受け取りました。

そこで、私は、当時まだ国会議員ではございませんでしたが、国際交流団体で働いておりまして、客船をチャーターして、若者を連れて世界一周の交流に出かけていくというときに、この年に広島、長崎の被爆者の方から、アメリカで行われないので、船に原爆展を積んでいって、二十カ国を回りましたけれども、それぞれの国に船が入港する折にその原爆展を展示して世界の人に示してほしいという要請を受けました。それで、長崎市それから広島市とも協力をいただきまして、二十二カ国で原爆展を開きました。その折には少し希望が持てまして、特に若者がたくさん来場いたしまして、この核の悲惨さについて見ていただいた、そういう経験がございます。

それともう一つ、ことしの一月なんですが、タヒチに行つてしまりました。皆さん、フランスの核実験についてさまざま対応をされたかと思いまますけれども、そこで見たことも私にとつては大きな衝撃でした。

まず一つは、タヒチから労働者が核実験施設に出ていくわけなんです。それで、その労働者に対しては非常に高い賃金が払われる。ということことは、タヒチというのは本当に、ゴーギャンも言つておりますように美しい島で、海とともに共生していた島であつたわけなんですが、労働者に対する賃金が払われるために物価が物すごく上昇してしまって、普通に魚をとつて暮らしていく人たちの生活が破壊されいくというようなことを目撃してみたり、それからもう一つ、援助ということで核実験に対する協力を求めてまいりましたので、地場産業がつぶれていた。そして、実際に私は被爆したと言われる人の証言も聞きました。

このように、核実験というのは、単にどこかで実験をやっているだけではなくて、必ずそこの人々が関与しているということで、人権侵害などにもつながってきていたりする。つまり、この核実験を持ちました。そういう意味で、この核実験にまつわる過去はどうであつたか、今日に至るまで。この条約ができまして禁止されたとしても、今までの検証をすることは非常に重要ではないかというふうに思います。特に太平洋で核実験は何回も行われているのですが、被爆者といったら、皆言葉を知っているような現状です。

さて、最初に過去をということで、次に現代の問題について移させていただきたいと思います。

現状の問題点の改善に向けては、まずC.T.B.T.が有効でなければならないと思います。ここで、先ほどからもざんざん指摘されております未臨界核実験について幾つか質問させていただきます。

実際の核実験、どこまでが未臨界でそれ以降が爆発であるという判断をするのはだれなのか。それぞれの実験を行っている当事国なのか。それでは、これにつきましては、何か国際的にこれがどう取り組んで、基準や判断する組織を設けていくかという話があるのかどうか、もう一度確認させてください。

○篠塚説明員 先生御指摘のように、核爆発の定義でございますが、これは、条約の交渉の過程で、これら条約にも定義はございません。ただ、一般的に、核爆発とは核分裂または核融合による爆発というふうに考えられます。

なお、核爆発にはさまざまな態様のものがあると考えられまして、一概に言うことはなかなか難しいのですが、典型的な核爆発としましては、核爆発装置によって核燃料物質等が爆発し、熱とか放射線とか衝撃波等を生じるということだと思います。

嚴先に古ノ木 まじてても 桜 つかが極難る 発版て是 ヒラタカトカバ

かつ、ア、
いう方が、()
として、こ
いことを国
くことが急
ております。
ところにつ
たいという
次にもう
ほどから話
ことにもま
についてで
日本は、特
間の橋渡しを
役割である
ろしいでし
かどうかだ、
○篠塚説明
して現実的
針でおりま
オフ条約交
このカット、
も、現在、
の間の調整
ろでござい
○辻元委員
の決議等も
御承知だ
会議で、こ
力国提案と
動計画とい
く、すぐな
設けていく
軍縮を、こ
れまでに核
を設けるこ
二十九日の
めていこう
ました。

アメリカの科学者のフォン・ヒッペルと
し TBT の有効性を保つ最低限の条件
から実験が本当に臨界に達していな
際的に証明ができる透明性を確立してい
務であるといふうに提唱されたりし
ので、ぜひ日本政府としても、その
ままして今後検討していくべきだ
ふうに私は強く訴えたいと思います。
一つ、現状の問題点ということで、先
が出ておりましたインドの説得という
ふうか。日本政府もその認識でいいの
けますお答え願えますか。

日本政府は、核のない世界を目指
かつ着実な努力を進めていくといふ
ので、CTBT の後の例えればカット
涉が課題としてございますけれども、
オフ条約交渉の早期開始につきまして
今先生指摘ございましたような関係国
を含めまして最大限努力していると
ます。

そういう中で、非同盟諸国が幾つか
やつております。

と思いますけれども、ジュネーブ軍縮
は昨年の八月八日に、非同盟二十八
いうことで、核兵器廃絶に向けての行
うのを出しております。これも、厳し
くせという話じゃなくて、検討機関を
ことで合意できないか、期限つきで核
は二〇二〇年でございましたが、そ
をなくしていこう、こういう検討機関
とはいかがか。それから、昨年の十月
マレーシア決議も、そういう検討を始
じやないかというような提案がなされ

こういう中で、日本は、マレーシア決議は棄権行動計画は反対という態度を示されたかと思うのです。一方、日本が提唱します究極的核廃絶決議には非同盟諸国も賛成いただいているというふうに聞いているのですけれども、ここで棄権、反対という態度を示すよりも、私は、先ほどその橋渡しをする役割が重要であるという認識であるという御回答をいただいたかと思うのですけれども、このような限界の核廃絶に向けてのアクションプランの策定が必要であるとお考へなのかどうか。そして、日本はその中で、このような限界つきの核廃絶に対するアクションを起すおつもりがあるのかどうか、お伺いしたいと思うのです。

○篠塚説明員 先生御指摘の非同盟諸国が出しました

行動計画でござりますが、これは基本的に限界をあらかじめ設定いたしまして核廃絶を実現しようといった計画でございまして、我々の理解では、CTBT交渉の過程で、インド等が主張いたしましたが、参加国の支持を得られなかつたというふうに考えております。

したがいまして、日本政府としましては、この計画は現実的な主張とは考えておりません。といいますのは、このような限界をつけました方法で核廃絶を実現しようとすることになりますと、兵器国をテーブルに着けて、核兵器国を含んだ形で交渉していくことが重要だと我々は考えておりますが、核兵器国の大綱領をいたずらに硬化させまして、結局は核兵器国と非同盟諸国对立を助長することにつながると考えておりまして、日本政府が目指しております核のない世界の実現からかえつて遠ざかってしまうんじゃないかというふうに認識しております。

したがいまして、我が国としましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やはり現実的、着実な措置を積み上げていくことが重要だと考えておりまして、CTBTの後の措置としましては、いわゆるカットオフ条約交渉を早期に開始していくことが重要だと考えております。

○佐元委員 わかりました。それでは、非同盟諸国との関係というのが今一番ポイントになつておられますので、十分な踏み込んだ役割をしていただきたいと私は考えております。

もう一点、現状の認識ということで、核兵器のない地球に向けてということは日本政府はずつと訴えてきたところであると思います。そうしますと、世界的核軍縮の原点である広島、長崎の位置づけをどのようにすればいいかという点について質問したいと思います。

昨年ですか、国際司法裁判所のいろいろな判断が出来ました。このときの勧告的意見に対する政府のコメントや代表質問における橋本総理の答弁では、核兵器の使用は人道主義の精神に反するといふお答えを出していらっしゃるかと思うのです。ところが、この司法裁判所で、スリランカのウイラマントリ判事は、核使用は国際法の原則を破壊し、いかなる場合も違法であるというふうに発言されているんですね。

私は、やはり広島、長崎を抱えている日本としては、ここまで踏み込んだ立場にぜひ立つてニシアチブをとるべきだと考えておるのですが、人道上というところにとどまつたその理由はどういうことでしょうか。

○篠塚説明員 ただいま先生御指摘のございましたIJCJの勧告的意見でございますが、この中では、核兵器の違法性につきましてさまざまな意見が出されておりまして、主文となりますパラ10四においては、私が申し上げましたように、いろいろな意見が出ているものですから、この勧告的意見は全体として読まなければならないというふうに述べております。

基本的に、国際司法裁判所の意見でございますので、日本政府としては厳粛に受けとめておりましたが、この核兵器の使用についての政府の考え方には、核兵器は絶大な破壊力それから殺傷力があるわけですから、国際法の思想的な基盤になつております人道主義の精神に合致しないというふうに考えております。同時に、重要なことは、先生御

指摘がありましたように、日本国民の核兵器に対する特別な国民感情を踏まえまして、先ほどもち

よつと申し上げたけれども、核兵器のない世界の実現を目指して現実的な措置を着実に推進していくことが重要かと考えております。

○佐元委員 それは、先ほどから広島、長崎の位置づけということを申し上げたのですが、この位置づけというのことを申し上げたのですが、この位置づけたと申し上げたのですが、日本政府としては、この広島、長崎への原爆投下は違法であると、どういう場合でもああいうことは犯してはいけないということで、違法であると私は考えております。スマソニアム博物館のあのときも非常に残念だったと申し上げたのですが、日本政府としては、この広島、長崎への原爆投下は違法であると考へているのかどうかについてはいかがでしょうか。

○篠塚説明員 広島、長崎に対する原爆の投下の件でございますが、政府としましては、国際法の根柢にあります基本思想の一つである人道主義に合致しないという意味において、国際法の精神に反するとしております。

ただ、一方、純法律的に見た場合、当時の原爆投下が国際法違反の行為であったと言いつ切れるまで、この問題に関する国際法の通念が固まつていてたとは言いがたい状況にあると思います。

○佐藤委員長 最初に、過去を検証しということで今までの核実験の検証を行つていただく、そして現在の問題点ということで幾つか指摘させていただき、未来を核兵器のない世界に向けて、これは私はもう一步踏み込まないと日本はイニシアチブをとれないのじゃないかという実感を持つて、今までの核実験の検証を行つていただく、そして

○佐藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

いたしました。

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫びいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会